

改正水上安全条例が施行されます



令和3年11月1日まで

スノーケリング業の届出

1 公安委員会への届出書類の提出

- ・ 現在スノーケリング業をしている方は、11月1日までに届け出る必要があります。(11月1日までにスノーケリング業を始めようとする方も同じ)
- ・ 11月1日以降にスノーケリング業を始めようとする方は、事業を営もうとする日の10日前までに届け出る必要があります。

2 事故防止等の措置 (抜粋)

- ・ 事業所ごとに「スノーケリングガイド」の資格を有する者を配置する。
※ 表層におけるスノーケリングの場合、OMSBの「スノーケリングインストラクター」「PADIダイブマスター」、「NAUIダイブマスター」などが該当
- ・ 利用者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、必要事項を記載すること。
- ・ スノーケリング上の遵守事項を定め、スノーケリング利用者に遵守させること。
- ・ スノーケリングガイドの知識・能力の向上に努める。
など
※ 「スノーケリング業」とは、スノーケルを使用する潜水業以外の全ての業種が該当します。(スノーケリング、スキンドайビング、フリーダイビングなど)

その他 (公安委員会規則の改正内容)

1 プレジャーボートの種類を例示

- ・ カヌー、サップ、ハイドロfoilなど

2 ガイドダイバーと顧客の比率 (基準)

- ・ 体験潜水者 : おおむね2人【新設】
- ・ 初級潜水者 : おおむね6人→おおむね4人
- ・ 中級潜水者 : おおむね8人→おおむね6人

3 マル優の適合基準の変更

- ・ 水難事故を防止するための知識及び能力の向上を図っていること等を基準に加えました。

令和3年5月1日から

悪質業者等への措置

1 欠格事由の新設

- ・ 海水浴場の開設、海域等における催物の開催、プレジャーボート提供業ができない方について、「欠格事由」を定めました。

〈欠格事由の例〉(抜粋)

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑の執行終了後、3年を経過しない者
- ・ 暴力団員(脱退後5年を経過しない者) など

2 名義貸しの禁止

- ・ 海水浴場、催物、プレジャーボート提供業の届出をした方は、自己の名義に係る事業等を他人にさせてはいけません。※ 違反者には罰則あり。

3 行政処分の新設

- ・ 事業等を営んでいる方が、条例の規定に違反した場合において、特に必要があると認めた場合、公安委員会が「事業の停止」を命ずることができます。※ 最長6か月、違反者には罰則あり。
- ・ 欠格事由の該当者が事業を営んでいることが判明した場合、公安委員会が「事業の廃止」等を命ずることができます。※ 違反者には罰則あり。

事業者における事故防止上の措置

1 知識及び能力の向上

- ・ 海水浴場とプレジャーボート提供業について、下記の対象者について、水難事故を防止するための知識及び能力の向上を図るよう、努力義務を定めました。

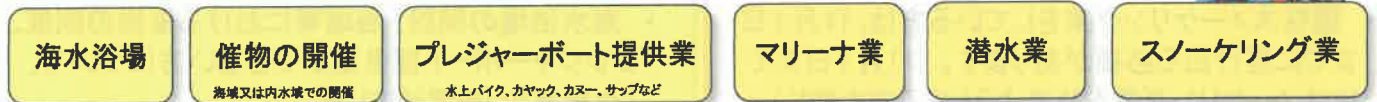
〈対象者〉

- ・ 水難事故救助員
- ・ プレジャーボート提供業の従事者(カヌー、サップなど)
- ・ ガイドダイバー(既設)、スノーケリングガイド

欠格事由に該当する方

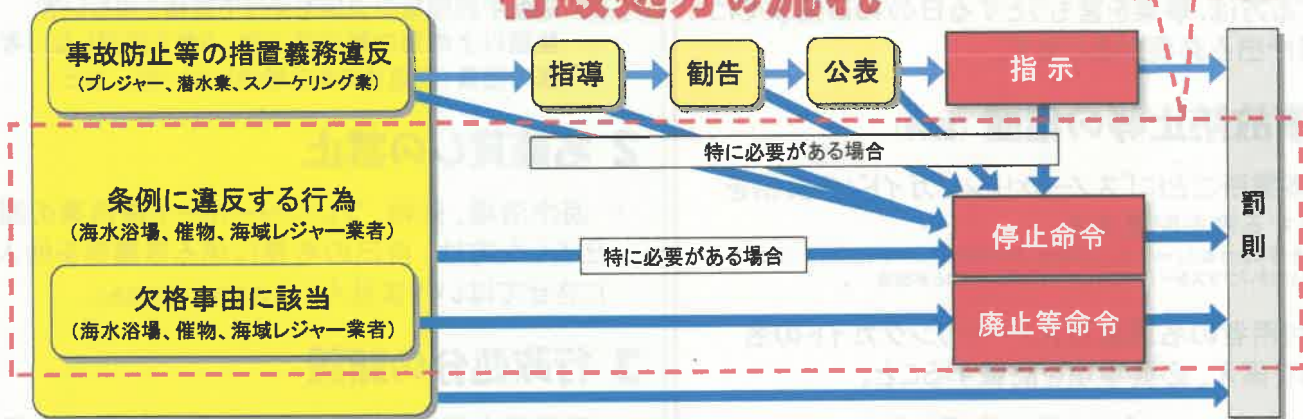
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) 届出事業等に関する廃止等命令を受けた日から起算して3年を経過しない者
- (4) 廃止等命令を受けるのを逃れるために自ら廃止等の届出をした者のうち、当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が(1)～(6)又は(8)のいずれかに該当するもの

欠格事由者の対象業種



行政処分の流れ

新設部分



- ◎「**停止命令**」～条例に違反した業者に対し、特に必要がある場合、6月を超えない範囲で事業等の停止を命ずるもの。
- ◎「**廃止等命令**」～欠格事由に該当した場合に、事業の廃止又は催物開催の中止を命ずるもの。

【参考資料】

スノーケリング業者の事故防止等の措置

(潜水業者の規定の準用) ※ 読み替え後の条文

- 第18条 第13条第1項の規定により同項第4号の事業に係る届出をした者（以下「スノーケリング業者」という。）は、水難事故の防止及び水難事故発生時における人命救助を図るため、次に掲げる措置を採らなければならない。
- (1) 事業所ごとに、自ら同伴をし、スノーケリング者（スノーケリング業者の案内を受け、スノーケリングをする者をいう。以下同じ。）を案内し、指導する者（以下「スノーケリングガイド」という。）を置くこと。
 - (2) 老朽、破損等により危険が生ずるおそれがあるスノーケリング器具をスノーケリング者に使用させないようにするとともに、スノーケリング器具をスノーケリング者に使用させるに当たっては、これが正常に機能するかどうかについて事前に点検を行うこと。
 - (3) スノーケリング者が酒に酔った状態その他正常なスノーケリングができない状態にあるとき、又はスノーケリング技術が未熟で安全なスノーケリングを行うことができないおそれがあると認められるときは、その者にスノーケリングをさせないこと。
 - (4) スノーケリング者に危険が生ずるおそれがある場所においてスノーケリングをさせないこと。
 - (5) 公安委員会規則で定めるところにより、スノーケリング者の名簿及びスノーケリングガイドの名簿を備え、これに住所及び氏名その他必要な事項を記載すること。
 - (6) スノーケリング者に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。
- 2 スノーケリング業者は、次に掲げる措置を採るよう努めなければならない。
- (1) スノーケリング者に係る水難事故を防止するため必要なスノーケリング上の遵守事項を定め、これをスノーケリング者に遵守させること。
 - (2) スノーケリング者に水難事故等の非常事態が発生した場合において、事業所又は案内に用いる船舶に緊急連絡することができるような通信手段を整備すること。
 - (3) 水難事故が発生した場合において直ちに利用できるような方法で、救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープを備えること。
 - (4) スノーケリングガイドの知識及び能力の向上を図ること。